



地域子育て支援センター
くるみの木ひろば

5月のセンター くるみの木ひろば行事	
2日(水)	10:00~11:30 こどもの日のつどい
9日(水)	10:00~11:30 給食の日*
16日(水)	10:00~11:30 好きな遊びみ一つけた
23日(水)	14:30~16:00 おやつの日「おしゃべりタイム」*

*1週間前から予約受付。おしぼりとフォークを持参してください

地域子育て支援センター
えるむ

場所・申込・問合せ 地域子育て支援センターくるみの木ひろば
(花川南4-3南線光の子保育園内) ☎73・0773

【子育て講座 トールペインティング】
日時 5月29日(火)10時
場所 支援センター専用室
定員 15人(事前申込必要、先着順)
託児 15人(無料)
費用 500円(当日徴収)
【大型バスに乗って地引き網に行こう!】
対象 就学前児童と保護者25組
(事前申込必要、先着順)

日時 6月5日(火)9時~13時
※雨天時場所変更
場所 石狩浜海水浴場付近
費用 無料
持ち物 弁当、タオル、着替え等
申込・問合せ 地域子育て支援センターえるむ(花川北2-5えるむ保育園内) ☎71・2013

5月のセンターえるむ行事	
7日(月)~	★身体測定週(11日(金)まで)
8日(火)	♥身体測定
15日(火)	♥育児の知恵袋 14:00~ 米養士さんの話「簡単に作れる離乳食」
23日(水)	★お弁当の日 12:00~
25日(金)	★お誕生日を祝う会 保育士による「劇」鑑賞
29日(火)	※子育て講座「トールペインティング」 10:00~ 講師 佐藤 久恵氏

★印は「子育てサロン」(月・水・金曜 10:00~12:00)
♥印は「よちよちサロン」0歳~1歳半 (火曜 13:30~15:00)
※印は事前申込が必要です

児童館行事

【花川児童館】(りんくる内)
日時・内容 5月19日(土)14時
第1回遊びの記録
定員 20人
申込・問合せ ☎72・7016
【花川北児童館】(花川北3-2)
日時・内容 5月12日(土)13時
ミニ遠足



問合せ ☎74・2884
【おぞら児童館】(花川南1-1)
日時・内容 5月12日(土)14時
作ってあそぼう
定員 15人
問合せ ☎73・4849
【花川南児童館】(花川南8-3)
日時・内容 5月19日(土)13時30分
切り紙細工(ラミネート加工)
定員 15人
問合せ ☎72・7311
【幼児開放ひろば】
対象 就学前幼児と保護者
日時 毎週月~金曜 9時30分~11時30分
※5月10日(木)・24日(木)花川北児童館に『コープさっぽろ』子育てひろば「はぐはぐ」が来ます
場所・問合せ 各児童館

財政再建に向けた市税徴収強化の取り組み

市税を滞納すると、延滞金も併せて納付することになり、経済的な不利益が生じます。
一方、滞納整理のために郵送料や調査費用など多くのコストや時間が掛かり、本来なら使わなくてもよい費用や時間を使い、市財政を圧迫することになります。
このため、市では危機的状況にある財政の再建に向け、「収納率向上と滞納額の縮減」「自主納付の促進と徴収コストの削減」「市税の公平性、信頼性の確保」のために、平成19年度においてさまざまな取り組みを実施します。

財産調査の徹底と財産差押の強化

再三の納付催告にもかかわらず納税相談もなく納税に誠意がみられない、あるいは納税を拒否する、納税誓約を守らない滞納者などに対し、捜索(※1)を含めた財産調査を徹底して行い、預金や不動産のほか、給与や生命保険、自動車、動産(※2)などの差押を強化します。
※1 滞納者の住居や店舗などに立ち入り、差し押さえるべき財産を捜すもので、相手の意思にかかわらず行うことができ、裁判所発行の令状が不要な強制調査
※2 日常生活に不可欠な衣服や家具など、法律で差押が禁止されているもの以外のもの、ピアノやカメラ、パソコン、腕時計など

インターネット公売の実施

市税の滞納により差し押さえた不動産や自動車、動産を、早期に公売(※3)して現金化し、滞納市税に充当します。
公売は広く周知でき、多数の入札者を確保できる、インターネットを使用したオークションシステムを活用します。
※3 市が差し押さえた財産を、入札などの方式により法律の規定に基づき売却する制度

特別滞納整理担当の設置

高額滞納者の滞納整理や財産の捜索、公売を専門に行う「特別滞納整理担当」を納税課内に設置し、市税徴収強化に向けて体制を整備し、収納率の向上と滞納整理の推進を図ります。

納期限内の自主納付にご協力ください

納税が困難な場合や
分割納付を希望される場合は
連絡を!

園納税課 ☎72-3118 ✉nouzei@city.ishikari.hokkaido.jp



●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp

●こども家庭課 k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp

こどもコムステ行事

【WOO!まなびずば】

対象 小学4年～中学生

日程・内容 5月11日(金)・25日

(金)ハウスタンス・カポエイラ講
座/19日(土)タグラグビー/26

日(土)陶芸大皿作り

【この日の広場「りとるきつず」
特別プログラム 5月24日(木)13

時「英語であそぼう!!」

【共通事項】

費用 年間登録費や会費が必要

申込・問合せ NPO法人こど

もコムステーション・いしかり

☎64・5640

マタニティスクール

対象 出産を迎える父と母

日時 5月13日(日)13時～15時

30分

内容 妊娠中の過ごし方や、お

父さんの育児参加についての講

義と沐浴の実技演習

定員 18組(先着順)

費用 無料

講師 助産院「エ・ク・ポ」代表

高室典子氏

後援 協働推進・男女共同参画

担当

場所・申込・問合せ (株)アカチャ

ンホンポ石狩店(新港西1)

☎73・7861

こども発達相談

就学前のお子さんの育児につ

いて、お子さんと一緒に遊びな

がら相談・アドバイスを。

日時 5月15日(火)10時～15時

場所 りんくる

担当 発達相談員、保健師

申込方法 5月10日(木)までに電

話予約

申込・問合せ 健康づくり課

☎72・3124

保育園にあーつまれ!

対象 0～5歳の子どもと保

護者

時間 10時～11時

日にち・内容 5月16日(水)開放

式・23日(水)お楽しみの日

場所・申込・問合せ 石狩伸よし

保育園(花川北4・3)

☎74・4475

両親教室

助産師による出産、育児の話、

沐浴練習やお父さんによる妊婦

疑似体験等を行います。

日時 5月27日(日)13時～15時(若

干の延長あり)

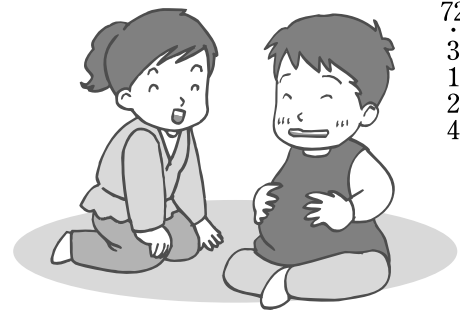
場所 りんくる

持ち物 母子手帳、バスタオル、

タオル等

申込締切 5月23日(水)

申込・問合せ 健康づくり課
☎72・3124



児童手当制度改正

3歳未満の乳幼児の養育者
に対する児童手当の額が変わ
ります。

改正点 第1、2子月額5千円

↓1万円

施行日 4月1日 ※改正後最

初の支給月は6月

※支給対象年齢や所得制限額、

第3子以降および3歳以上児の

手当額は現行どおり

※今回の改正についての手続き

は不要

問合せ

こども家庭課 ☎72・3128

厚田支所市民福祉課

☎78・1033

浜益支所市民福祉課

☎79・2112

市税滞納者の行政サービス利用の制限について

7月1日から市税の滞納者に対する行政サービスの利用を制限
します。

この制度は、市税の滞納がある人に対し行政サービスの利用
を制限することで、誠実に納税している市民との公平性と市税の
信頼性を確保し、市民の納税意識に働きかけ、自主納付の促進
による徴収コストの削減と収納率の向上、滞納額の縮減を目的と
しています。

利用を制限する行政サービスとは

①市税を完納していないすべての人が利用を制限される 行政サービス

- 公営住宅への入居
- 単身者住宅への入居
- コミュニティビジネス創出支援事業
- 生ごみ処理機の購入費の一部助成
- 主体的芸術文化活動の支援補助
- 全国・全道スポーツ大会経費補助

②特定滞納者に認定された人が利用を制限される 行政サービス

- 老人医療費の一部給付
- 重度心身障がい者医療費の一部給付
- 高齢者共同居住施設入居
- ひとり親家庭の医療費の一部給付
- 乳幼児医療費の一部給付
- 福祉タクシー利用補助
- 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業
- 幼稚園就園奨励費交付

図納税課 ☎72-3118 ✉nouzei@city.ishikari.hokkaido.jp

対象となる市税とは

市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税

特定滞納者とは

市税の滞納がある人のうち、次の①から④のいずれかに該当
する人です。

- ①納税能力がありながら納付催告に応じず納税意思を示さない人
- ②再三の催告に対して納税相談も納税誓約もない人
- ③納税誓約を守らない人
- ④行政や行政上の制度に対する不満を理由に納税を拒否する人

特定滞納者に認定されるまでの流れ

対象者へ事前に認定予告通知を送付し、弁明の機会を付与
した上で、市長が指名する審査委員会において判定された後に
認定となります。

特定滞納者に認定されないようにするためには

市税を完納する、あるいは、やむを得ない理由で一時的に滞
納がある場合は納税相談や納税誓約をすることで、特定滞納者
から除外され、行政サービスを受けることができます(一部を除く)。

納期ごとの納付が困難な場合には、早めに納税相談を行って
ください。